## 用地調査等業務共通仕様書中「本文」 新旧対照表

(新) (旧)

第1条 略

(用語の定義)

- 第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
  - 一から十六まで 略
- 十七 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対 して、発注者が回答する書類をいう。
- 十八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事 項について書面(その内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)をもっし て示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求し め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。
- 十九から三十二まで 略
- 三十三 「成果物の点検・調製確認」とは、用地調査点検等技術業務共通仕様書 第32条に規定する作業をいう。
- 第3条及び第4条 略

(管理技術者等)

- 第5条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後15日(土┃第5条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後15日(土 1条に規定する行政機関の休日(以下「閉庁日」という。)を除く。)以内に発▮ 注者に()技術者通知書(様式第18号)により通知しなければならない。
- 2及び3 略
- 4 管理技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成 4 管理技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成 果物について十分な検証(受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するた め、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成し ているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。)を行わなければな らない。

なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図につ いては各葉ごとに、その他については表紙の裏面に管理技術者の資格・氏名を記し 載するものとする。

5及び6 略

第1条 略

(用語の定義)

- 第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
  - 一から十六まで 略
- 十七 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対 して、発注者が回答する書面をいう。
- 十八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事 項について書面をもって示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受 注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行う ものとする。
- 十九から三十二まで 略
- 三十三 「成果物の点検・調製確認」とは、用地関係資料作成整理等業務共通仕 様書第33条に規定する作業をいう。
- 第3条及び第4条 略

(管理技術者等)

- 曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第 曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第 1条に規定する行政機関の休日(以下「閉庁日」という。)を除く。)以内に発 注者に( )技術者通知書(様式第18号)により通知しなければならない。
  - 2及び3 略
  - 果物について十分な検証(受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するた め、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成し ているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。)を行わなければな らない。

なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図につ いては各葉ごとに、その他については表紙の裏面に管理技術者の資格・氏名の記 載及び押印を行うものとする。

5及び6 略

第5条の2 略

(照查技術者)

第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務に┃第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務に ( )技術者通知書(様式第18号)により通知しなければならない。

2から4まで 略

理技術者に提出するものとする。

6 略

第7条 略

(再委託)

的判断等をいい、受注者は、 これを再委託することはできない。

2から4まで 略

電磁的記録を除く。この項に限る。)により協力者との契約関係を明確にして おくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しな
■ 査等業務を実施しなければならない。 ければならない。

なお、協力者は、岐阜県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者であ┛ る場合は、岐阜県の指名停止期間中であってはならない。

第9条から第16条まで 略

(貸与品等)

- 貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとす る。
- ものとする。
- 3及び4 略
- 5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品 5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品 等を返納するとともに貸与品等返納書(様式第4号)を監督員に提出するものと する。

第18条から第53条まで 略

(境界立会い)

第5条の2 略

(照香技術者)

おける照査技術者を定め、契約締結後15日(閉庁日を除く。)以内に発注者に┃ おける照査技術者を定め、契約締結後15日(閉庁日を除く。)以内に発注者に ( )技術者通知書(様式第18号)により通知しなければならない。

2から4まで 略

5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、氏名を記載の上、管 5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責にお いて署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。

6 略

第7条 略

(再委託)

第8条 契約書第6条第1 項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務に┃第8条 契約書第6条第1 項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務に おける総合的 企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術↓ おける総合的 企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術 的判断等をいい、受注者は、 これを再委託することはできない。

2から4まで 略

5 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面(その内容を記録した | 5 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約 関係を明確 にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調

> なお、協力者は、岐阜県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者であ る場合は、岐阜県の指名停止期間中であってはならない。

第9条から第17条まで 略

(貸与品等)

- 第17条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を┃第17条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を 貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとす る。
- 2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議する 2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議する ものとする。

3 及び4 略

等を返納するとともに貸与品等精算書(様式第3号)及び貸与品等返納書(様式 **第4号**)を監督員に提出するものとする。

第18条から第53条まで 略

(境界立会い)

第54条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集 第54条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集

- し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。
- 一から四まで 略
- 確認書(様式第9号)に確認のための署名又は記名押印を求めるものとする。
- 3 略

第55条から第58条まで 略

(用地実測図等の作成)

- ろによるほか、次の各号の方法により行うものとする。
  - 一 用地実測図原図は、次の事項及び監督員が指示する事項を記入する。
    - (1) 土地の測量に従事した者の氏名
    - (2) 道路名及び水路名
    - (3)建物及び工作物
- 一から四まで 略

第60条から第159条まで 略

(写真台帳の作成)

- と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台 帳を作成するものとする。
- 一から六まで 略
- 2 略
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置 その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載する↓ その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をする ものとする。

第161条 略

し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- 一から四まで 略
- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会 ┃ 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会 確認書(様式第9号)に確認のための署名押印を求めるものとする。
  - 3 略

第55条から第58条まで 略

(用地実測図等の作成)

- 第59条 用地実測図等の作成に当たっては、岐阜県公共測量作業規程の定めるとこ┃第59条 用地実測図等の作成に当たっては、岐阜県公共測量作業規程の定めるとこ ろによるほか、次の各号の方法により行うものとする。
  - 一 用地実測図原図は、次の事項及び監督員が指示する事項を記入する。
    - (1) 土地の測量に従事した者の記名押印
    - (2) 道路名及び水路名
    - (3) 建物及び工作物
  - 二から四まで 略

第60条から第159条まで 略

(写真台帳の作成)

- 第160条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等 第160条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等 と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台 帳を作成するものとする。
  - 一から六まで 略

  - ものとする。

第161条 略

## 提出書類一覧表

提出書類一覧

## 提出書類一覧表

提出書類一覧

豪 項 名 称様 式 宛 名 提出先提出 期限 第5502 ( )技術者適助書 様式第18号 発 注 者 監督員 別的 指定期日 第5502 ( )技術者適助書 様式第18号 発 注 者 監督員 別的 指定期日 第5502 ( )技術者適助書 様式第18号 発 注 者 監督員 別的 指定期日 第5502 ( )技術者適助書 様式第18号 発 注 者 監督員 別的 指定期日 第5502 ( )技術者適助書 様式第18号 発 注 者 監督員 別的 指定期日 第17条 質与品等资质 第17条 質与品等资质 類17条 質与品等资质 類17条 質与品等资质 類17条 質与品等质质		音業務共通仕様書に	<del> , _ ,,,_</del> , _	/ <b>=</b> 7					_	用机场则目	等業務共通仕様書に	あついい 延田 ると					
第55-002 ()技術者通知書 様式第18号 発 注 者 監督員 以内 指定期日 第17条 貸与品等受領書 様式第2号 競与品等引源通 ″ 競与品等を受 知書の差出人 ″ 電与品等を受 類したとき						名 :	提出先								名	提出先	
第17条 貸与品等受領書 様式第2号		( )技術者通知書	様式第18 <del>号</del>				監督員	以内 指定期日			( )技術者通知書	様式第18号				監督員	以内 指定期日
# 1号 1 年 1 日 1 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日	第17条	貸与品等受領書	様式第2号				"	領したとき		第17条	貸与品等受領書	様式第2号				"	貸与品等を受
第20条 身分証明書交付願い 様式第28号 発 注 者 " 速やかに提出する その他 器質員が必要と 適宜定める " " 指定期日まで 通知書類 略 別紙1 成果品一覧表 略 第19条 障害物が除配書 様式第28号 発 注 者 " 陸き物に提出する 第20条 身分証明書交付願い 様式第28号 発 注 者 " 速やかに提出する その他 器質員が必要と 適宜定める " " 指定期日まで が大もの 別紙1 成果品一覧表 略 様式第1号「貸与品等引渡通知書」 様式第2号「貸与品等引渡通知書」 様式第2号「貸与品等受領書」	"	貸与品等返納書	様式第4号		//		//			<u>"</u>	<u> </u>	様式第3号		<u>"</u>		<u>"</u>	
#20条 身分証明書交付願い 様式第23号 発 注 者 " たとき その他 監督員が必要と 適宜定める " " 指定期日まで 通知書類 略 別紙1 成果品一覧表 略 常30次たもの が 1 指定期日まで 様式第29号 発 注 者 " たとき 第20条 身分証明書交付願い 様式第28号 発 注 者 " 速やかに提出する をの他 監督員が必要と 適宜定める " " 指定期日まで 別紙1 成果品一覧表 略 様式第1号「貸与品等引渡通知書」 様式第1号「貸与品等引渡通知書」 様式第2号「貸与品等受領書」	第19条	障害物份涂報告書	様式第5号	発	注	者	//			"	貸与品等返納書	様式第4号		"		"	
通知書類 略   別紙1 成果品一覧表 略   別紙1 成果品一覧表 略   様式第1号「貸与品等引渡通知書」	第20条	身分証明書交付願い	様式第28号	発	注	者	//			第19条	障害物ば除報告書	様式第5号	発	注	者	"	たとき
通知書類 略	その他	監督員が必要と 認めたもの	適宜定める		//		//	指定期日まで		第20条		様式第28号	発	注	者	//	
別紙1 成果品一覧表 略						·				その他		適宜定める		"		"	指定期日まで
<b>大第</b> 2号「貸与品等受領書」 様式第2号「貸与品等受領書」						長	略									略	
	第2号「	「貸与品等受領書	<b>小</b>							镁式第2号	「貸与品等受領	<b>書</b> 」					
	第2号「	「貸与品等受領書	<b>小</b>							镁式第2号	「貸与品等受領	<b>書</b> 」					
	第2号「	「貸与品等受領書	<b>小</b>							镁式第2号	「貸与品等受領	<b>書</b> 」					
	第2号「	「貸与品等受領書	<b>小</b>							镁式第2号	「貸与品等受領	<b>書</b> 」					
	第2号「	「貸与品等受領書	<b>小</b>							镁式第2号	「貸与品等受領	<b>書</b> 」					
	第2号「	「貸与品等受領書	<b>小</b>							镁式第2号	「貸与品等受領	<b>書</b> 」					

<u>様式第3号(削除)</u> 【削除】	様式	<b>弌第</b> 3号(ĝ	<u>第17条関係</u>		管与品等	等一精質	1 書	
		<u>〈発 注</u> :	者) 殿		受治	主者 住	商号文(	<u>年月日</u> は氏名 <u></u> 節
		<u>下記のとま</u> <u>業務名</u>	<b>沙貸与品等</b>	を精算し	ます。	3	2 約年月日	年 且 且
					貸互等	数 <u>量</u> 使用	<u> </u>	五 五 五 備 考
		<u> </u>	規格	単位	数 量	<u>数 量</u>	<u>残数量</u>	
		主任監督員 証 明 欄	を証明する	<u> </u>	計画である。 計画である。 計画である。 計画である。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		違ないこと	
		(注) 用紙のご						
様式第4号「貸与品等返納書」 様式第5号「障害物伐採報告書」		式第4号 「賃 式第5号 「阪						

※各様式中「 <u>⑩</u> 」の記載を【削除】	※上記各様式中「⑩」の記載						
様式第6号の1から様式第8号の2まで 略	様式第6号の1から様式第8号の2まで 略						
様式第9号 年 月 日	様式第9号 年 月 日						
(発注者)殿	(発注者) 殿						
土地所有者 住所	土地所有者 住所						
様式第10号の1から様式第12号の2まで 略	様式第10号の1から様式第12号の2まで 略						
様式第13号「消費税等調査表」 ※様式中「 <mark>印</mark> 」の記載を【削除】	様式第13号「消費税等調査表」 ※様式中「 <mark>印</mark> 」の記載						
様式第14号の1から様式第14号の3まで 略	様式第14号の1から様式第14号の3まで 略						

様式第15号「補償説明記録簿」 ※様式中「 <u>@</u> 」の記載を【削除】	様式第15号「補償説明記録簿」 ※様式中「 <u>®</u> 」の記載
様式第16号及び様式第17号 略	様式第16号及び様式第17号 略
様式第18号「( )技術者通知書」及びその別紙「( )技術者経歴書」様式第19号「用地調査等業務の施行に関する指示票」様式第20号「用地調査等業務の施行に関する承諾書」様式第21号「用地調査等業務の施行に関する協議書」様式第22号「打合せ記録簿」様式第23号「身分証明書交付願い」 ※各様式中「⑪」又は「印」の記載を【削除】	様式第18号「( )技術者通知書」及びその別紙「( )技術者経歴書」 様式第19号「用地調査等業務の施行に関する指示票」 様式第20号「用地調査等業務の施行に関する承諾書」 様式第21号「用地調査等業務の施行に関する協議書」 様式第22号「打合せ記録簿」 様式第23号「身分証明書交付願い」 ※上記各様式中「⑩」又は「印」の記載
様式第24号 略	様式第24号 略